

滋賀県文化審議会評価部会設置要綱

(趣旨)

第1 滋賀県文化審議会（以下「審議会」という。）は、滋賀県文化審議会規則（平成21年8月24日滋賀県規則第56号。）第5条の規定に基づき、滋賀県文化振興基本方針に定める施策の評価等を行うため、評価部会（以下「部会」という。）を設置する。

(会議)

第2 部会長は部会に属すべき委員および専門委員の互選によって定める。
2 部会長に事故あるとき、または部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第3 部会は、必要があるときは、議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聞くことができる。

(庶務)

第4 部会の庶務は、県民生活部文化振興課において処理する。

(細則)

第5 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し、必要な事項は部会長が定める。

付則

この規定は、平成23年6月20日から施行する。

付則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。